

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和7年6月1日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の終了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和7年5月1日

(住所) 大阪市北区梅田三丁目1番3号

(商号) 伊藤忠商事株式会社

(肩書・代表者名) 代表取締役社長 石井 敬太